

# 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」 の点検・検証に係るリスクコミュニケーションにおける意見概要

## 1 道のGM条例について

参加者区分 ※区分はP.4参照 数字は通し番号	主な意見内容 ※文中の「GM」は「遺伝子組換え」
2-1 研究	<p>国においてカルタヘナ法や食品安全法、飼料安全法などで、安全だとされているにもかかわらず、さらに北海道の条例で制限を行うのはおかしい。 条例は撤廃または規制を緩和すべき。</p>
2-2 生産	<p>北海道がGM条例を全国に先駆けて制定し、一般作物との交雑や侵入防止のために具体的な運用を行っていることは一定の評価ができる。 GM作物の開放系での栽培は、一般作物との交雑や混入の恐れがあるため、一貫して反対。GM条例に基づき、今後も北海道として強力な指導力を持って実効性のある運用をお願い。GM条例は、道として食の安全・安心に積極的に関わっていくという意欲の表れであり、その姿勢は維持すべき。 今後も、社会情勢を踏まえ、定期的にGM条例の検証が必要なので、5年ごとに、このような意見交換会を開催していくことを強く要望する。</p>
2-3 生産	<p>グループに属さない生産者がGM作物の栽培を始めたとしても、それを把握する手段がない。こうした場合に、GM条例の中で地域の説明会を開催するなどの制度があるおかげで安心して生産活動が行える。 この制度が維持されることを、引き続きお願い。</p>
2-4 加工	<p>北海道のGM条例は、一般作物との交雑や混入を防ぎ、生産や流通の混乱を防止するために今後も必要。 交雑防止のための隔離距離も厳しいものだが、道民の6割がGM作物に不安を持っているという調査結果を踏まえれば、こうした厳しいルールは一定程度必要。</p>
2-5 生産	<p>有機農家は、生態系のバランスや多様性に立脚した農業、そういう農業に対する消費者の期待などに基づいた農業を営んでおり、GM技術の実用化については慎重な対応が必要。 そういった意味で、道がGM条例を作り、ルール化を図ろうという動きは大切。</p>
2-6 消費	<p>2022年のGM条例の改正にあたって、当条例が食の安全、安心を求める道民の期待に応えた優れた条例であると評価をした上で、改正に反対した。 改正は、食料や飼料用のGM作物以外は一律に対象外としたが、ユリのように花は観賞用でも根は食用となる作物もある。将来、どのようなGM作物が開発されるか予見できず、国が承認する青いカーネーションなど、わずか11種類の流通のために食料や飼料用以外のGM作物を一律に認めることは危険であり、先進的なGM条例が後退するのは本末転倒だと主張した。 道民の安全・安心を求める思いに応えたGM条例の趣旨を守り続けていただきたい。</p>
2-7 消費	<p>北海道が全国で1番初めにGM作物に関する条例を制定し、その後他の自治体も続いて日本の一般ほ場でそう簡単にGM作物が栽培されていないことは消費者としてありがたい。</p>

## 2 遺伝子組換え作物及び食品について

参加者区分 ※区分は P.4 参照 数字は通し番号	主な意見内容 ※文中の「GM」は「遺伝子組換え」
1-1 研究	<p>GMの実用化については一足飛びではなく、社会需要があるかを確認しながら進めるべき。</p> <p>社会実装には、安全性の担保、表示や区分管理といった消費者の理解や安心が得られる状況になれば進めるべき。</p>
1-2 研究	<p>研究機関として、GM作物、GM技術、ゲノム編集などについては常に関心を持って、先端技術として知識を得てはいる。消費者や道内の生産者が安全・安心に不安を持っているGM作物については、品種の開発、試験研究を全く行っていない。</p> <p>今後についても、GM作物について、国内や道内の情勢が変わった場合も、北海道庁と綿密に連携して、GM作物の試験研究の実施について検討していきたい。</p>
1-3 研究	<p>消費者の理解促進は、科学的にやって欲しい。「何が不安なのか」を調査し、その結果に対して答えを出すべき。研究機関が試験研究を行わないのであれば、カルタヘナ法で安全性が確認されている意味が薄れてしまう。</p> <p>生産者の意欲も大事であり、SDGsの問題や我が国の食料事情を考えると、しっかりと生産を確保する必要。大豆は95%近く、濃厚飼料は98か99%くらいを輸入に頼っており、この現状をしっかりと消費者に浸透していただきたい。</p> <p>北海道の農業をしっかりと進めていく上で国の規制緩和も必要だし、スマート農業も大事だが、スマート農業は品種の持っている力を100%しか出せない。今求められているのは、120%、150%。北海道の農業研究機関の研究者たちにも、この点をしっかりと考えてほしい。</p> <p>30年前と随分と状況が変わっている。GM作物は、今では世界中で認められており、我が国でも安全性が確立されているにもかかわらず、道民の理解が足りていないと感じている。農業者の意見も聞いていただきたい。消費者が理解しなければ作りたくても作れない。</p> <p>単に不安を煽るのではなく、道の条例が作られた時代から30年経って、すっかり変わっているという認識を捉えていただきたい。</p>
1-4 生産	<p>GM作物については栽培、集荷、販売しないことを徹底し、交雑リスクに万全の対応を行っている。</p> <p>国としても、科学的な知見に基づいてどのような対策を講じているのか、今後も、国民に対して広く丁寧に説明をしていただきたい。</p>
1-5 生産	<p>消費者に受け入れられない農畜産物を生産することはできない。例えば開放系でのGM作物の栽培によって実際に交雑は起きなかったとしても風評被害により、その地域に影響が及ぶような事態は認められない。</p> <p>試験研究の必要性は理解しているが、それでも風評被害を防ぐため、閉鎖系で実施するのが好ましい。</p>

(2 遺伝子組換え作物及び食品について の続き)

参加者区分 ※区分は P.4 参照 数字は通し番号	主な意見内容 ※文中の「GM」は「遺伝子組換え」
1-6 生産	<p><u>一番心配なのは交雑。種子の野外管理は本当に難しく、交雑の問題は本当に厄介。</u></p> <p>農業者としてGM作物を生産したい方、そうではない方がおり、<u>一旦、GM作物が広がってしまうと、農業者の作物の選択を制限し、消費者の信頼を裏切ることにもなる。</u></p> <p>消費者がGM作物を選ぶか選ばないかを自身で判断できる環境を整備することが大前提として大切であり、現状ではその体制が十分ではないと感じており、引き続き慎重な対応が必要。</p>
1-7 加工	<p><u>流通や加工消費という食品の流通段階のことを考えると、消費者の理解が十分ではないということは課題。今後も道内の食品企業が信頼される食品を安心して製造できるよう、引き続き理解促進に努めていただきたい。</u></p>
1-8 消費	<p><u>食は命の源であり、安全・安心が基本であり、決してリスクを含んではならない。</u></p> <p>世界的な食料危機への不安、科学技術の進歩があったとしても、<u>遺伝子操作を行った食品は、後の世代への取り返しのつかない懸念がある。</u>それを消し去ることができないことが、道民意識調査の中に表れている。</p> <p><u>安全性の評価がなされたとしても消費者に選ぶ権利を残すべきであり、GMの表示は、使用する量にかかわらず必須。</u></p> <p>世界のGM作物栽培面積は2億ヘクタールを手前にして頭打ちとなっており、GM作物への懸念により市場の拡大が止まったと考えている。</p>
1-9 消費	<p>最近の様々な情報により、GMというものが自分の中で薄れてきていた。環境がこれだけ変わってきた中、生産条件の変化に直面する北海道の生産者がGM技術などの利用について、どのように考えているのか、ということ。</p> <p>GMに対し、一番最初は漠然とした不安があった。もしかすると、大半の人が気にせず買い物をするのではと考えると、<u>確かな情報を知った上で、商品を選ぶことが大事になってくる。表示をしっかりとし、選べることはとても助かる。</u></p>
1-10 消費	<p>道産の非GMの飼料用トウモロコシを使えると消費者としてはありがたいが、<u>価格が高く、なんとかできないかと考えている。食料自給率を上げる必要はあるが、だからといってGM飼料を作ればよいとは思っていない。道産の飼料用トウモロコシの生産拡大を進めるための様々な対策が必要。</u></p>

### 3 ゲノム編集技術を利用した農作物や食品について

参加者区分 ※区分は P.4 参照 数字は通し番号	主な意見内容 ※文中の「GM」は「遺伝子組換え」
3-1 研究	<p><u>ゲノム編集の実用化については一足飛びではなく、社会需要があるかを確かめながら進めるべき。</u></p> <p>社会実装には、安全性の担保、表示や区分管理といった<u>消費者の理解や安心が得られる状況になれば進めるべき。</u></p>
3-2 研究	<p><u>品種が変わることはDNAが変わるということであり、この変わった結果がはっきり分かるようにするのがゲノム編集。</u>ただ表示をする、あるいは、<u>どう変わったかを開発者はきちんと説明すべき。</u></p> <p>DNAをどう変えたか、どう変わったか、それをしっかりと見ていかなければならないことは事実であり、そのためにはゲノム研究が不可欠。</p>
3-3 消費	<p>ゲノム編集も同じ遺伝子操作生物であり、ゲノム編集は遺伝子を改変しないような誤解を与えてはいけない。</p> <p>ゲノム編集技術応用食品が開放系で登場してきた場合、交雑は当然あり、消費者の購買行動に必ず影響するだろうと懸念する。</p> <p><u>ゲノム編集は、自然界または従来品種改良で起こる変化の範囲内であり、GM技術に該当しないとして、安全性審査は不要とされている。</u>しかしながら、<u>オフターゲットや抗生物質耐性遺伝子の問題は、自然界または従来品種改良では起き得ない。</u>消費者の危惧懸念が拭えない以上、<u>ゲノム編集は届出制ではなく厳格な審査制を採用し、少なくとも食品表示は必須。</u></p>
3-4 消費	<p><u>ゲノム編集技術応用食品が届出と公表だけで販売されていることをすごく心配している。</u>表示されていないので、<u>選ばないこともできない。</u></p> <p>表示について毎年国に要請していることはありがたいが、<u>何らかの形で表示について少し踏み込んだ形の動きができないか。</u></p>

#### <参加者区分について>

発言者の所属団体により、次のとおり区分しています。

- 研究：試験研究機関、バイオ産業関係団体
- 生産：農業団体
- 加工：経済団体
- 消費：消費者団体